

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年6月10日(2022.6.10)

【公開番号】特開2020-81468(P2020-81468A)

【公開日】令和2年6月4日(2020.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2020-022

【出願番号】特願2018-221480(P2018-221480)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

A 6 3 F 7/02 3 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月2日(2022.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下する遊技領域内に複数の障害釘が植設されている遊技盤を備えた遊技機であつて、

前記遊技盤には、前記遊技領域を構成する遊技板の前方に透明板部が設けられており、前記透明板部のうち第1箇所には、前記障害釘が収容されない非収容開口を構成する第1の特定形状部が形成され、

前記透明板部のうち第2箇所には、前記障害釘の前端を隙間を有した状態で収容可能な収容開口を構成する第2の特定形状部が形成され、

少なくとも前記第1の特定形状部は、前記透明板部に貼着される所定のシール部を剥離する剥離孔として機能し得る

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、

遊技球が流下する遊技領域内に複数の障害釘が植設されている遊技盤を備えた遊技機であつて、

前記遊技盤には、前記遊技領域を構成する遊技板の前方に透明板部が設けられており、(例えばセンター右前板2555)、

前記透明板部のうち第1箇所には、前記障害釘が収容されない非収容開口を構成する第1の特定形状部が形成され、(例えば剥離孔2555c)

前記透明板部のうち第2箇所には、前記障害釘の前端を隙間を有した状態で収容可能な収容開口を構成する第2の特定形状部が形成され、(例えば第一収容部2555a及び第二収容部2555b)

少なくとも前記第1の特定形状部は、前記透明板部に貼着される所定のシール部を剥離

40

50

する剥離孔として機能し得ることを特徴とする。

また、本発明とは別の発明として以下の手段を参考的に開示する。

手段1：遊技機において、

「遊技が行われる遊技領域内に複数の障害釘が植設されている遊技盤を備えた遊技機であって、

前記障害釘の前端を隙間を有した状態で収容可能な複数の収容部が設けられている透明平板状の保持板を、

具備している」ものであることを特徴とする。

10

20

30

40

50